

太田市外三町広域清掃組合公告

群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）第7条の2第1項及び群馬県環境評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号。以下「規則」という。）第11条の3の規定に基づき、環境影響評価第1種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第1種事業方法書説明会」という。）を開催することについて、条例第7条の2第2項及び規則第11条の4の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年11月13日

太田市外三町広域清掃組合
管理者 清水 聖義



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合
 - (2) 代表者 管理者 清水 聖義
 - (3) 所在地 太田市細谷町604番地1

2. 第1種事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設の設置
 - (3) 規模 330t/日（予定）

3. 第1種事業実施区域
太田市細谷町及び藤阿久町地内

4. 第1種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
太田市の一部

5. 第1種事業方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年11月20日（木） 午後7時より
 - (2) 場所 太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ（太田市細谷町604番地1）